

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和6年2月28日

岩手県知事 殿

岩手県和賀郡西和賀町川尻 40 地割 73 番地 11
西和賀商工会 会長職務代理 高鷹 政明

岩手県和賀郡西和賀町川尻 40 地割 40 番地 71
西和賀町長 内記 和彦

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：水穴 信幸

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

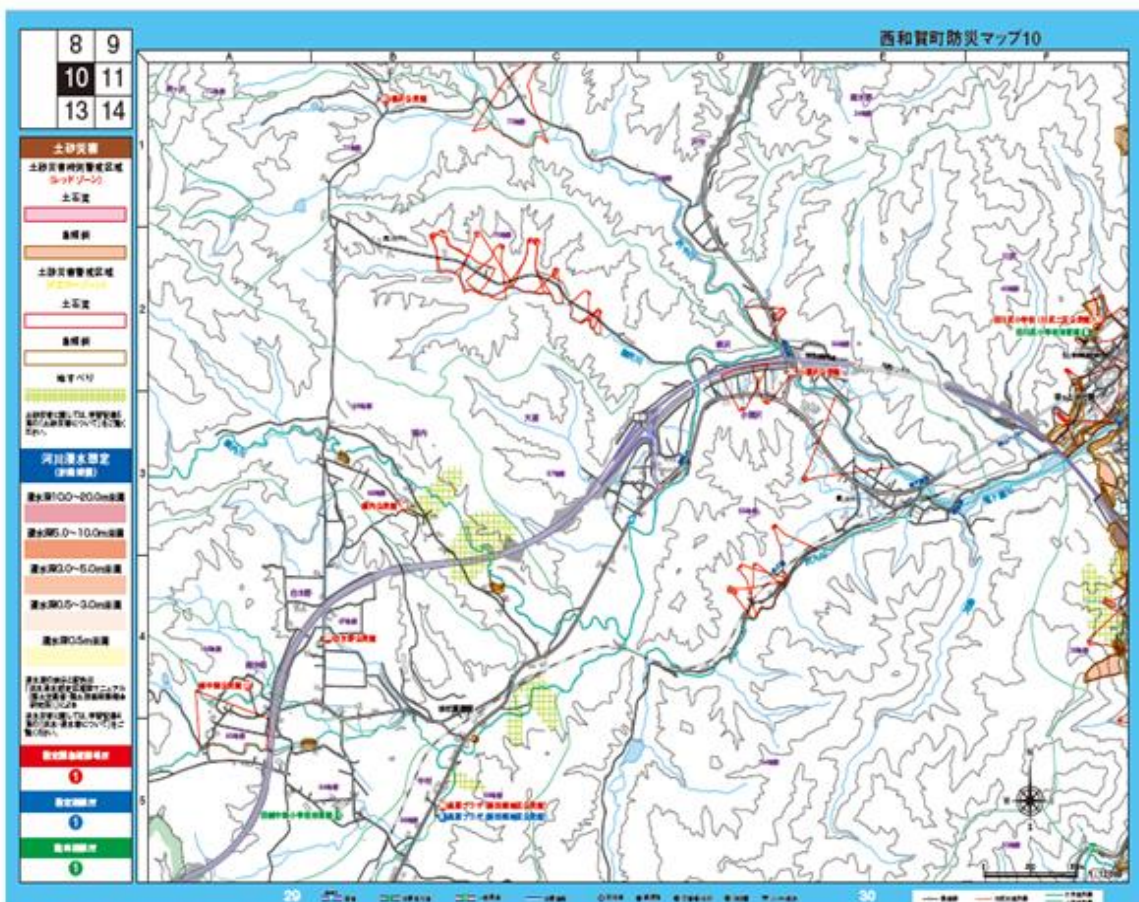
近年、全国的に集中豪雨や台風等による被害が相次いで発生しており、西和賀町もまた例外ではない。これらを踏まえ、西和賀町においては防災・減災を目的として「西和賀町防災マップ」を作成し、次のような災害及び被害の発生を想定している。

ア 洪水

西和賀町防災マップによると、沢内地区において河川の氾濫により浸水が予想されている。平成 23 年 6 月の大雨被害では、人的被害は無かったものの町道の路肩崩壊、建物の一部破損や浸水の被害があった。

イ 土砂災害

西和賀町は、山間部に位置しており、急傾斜地等の土砂災害警戒区域が存在し、当会が立地する地域において、土砂災害が予想されている。令和 3 年 5 月には国道 107 号で山側法面の異常が確認され、長期にわたって全面通行止めとなった。



西和賀町防災マップ 抜粋 (令和 4 年 3 月作成)

ウ 地震

西和賀町に影響を及ぼす恐れがある地震として、内陸直下型地震については、北上低地西縁断層帯南部地震、雫石盆地西縁—真昼山地東縁断層帯地震、横手盆地東縁断層帯地震を想定している。

また、地震ハザードステーションの防災地図（J—SHIS Map）によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で60%以上の確率で発生するとされている。

エ 雪害

冬期は積雪や雪崩に見舞われる日本海型気候に属し、冬期の積雪は2mに達し特別豪雪地帯に指定されている。

車両の立ち往生が想定されるような規模の雪害、道路が途絶し、集落が孤立する事態を想定している。また、状況によっては、物資の遅延、除雪作業時の事故等の被害が発生する可能性がある。

オ 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のような感染力の強い未知なる新興感染症が流行すると国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国へ急速にまん延することが危惧され、西和賀町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 270人
- ・小規模事業者数 243人

【内 訳】

	業 種	商工業者等数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者 数	建設業	34	32	町内に広く分布している
	製造業	22	19	町内に広く分布している
	卸・小売業	69	55	町内に広く分布している
	飲食店・宿泊業	49	44	町内に広く分布しているが 宿泊業は湯川地区に多い
	サービス業	96	93	町内に広く分布している
	合 計		270	243

(3) これまでの取組

ア 西和賀町の取組

- ・西和賀町地域防災計画の見直し及び防災訓練の実施
- ・防災、感染症対策備品の調達及び保管
- ・西和賀町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

イ 当会の取組

- ・事業者に対する事業継続計画（以下「事業者BCP」という。）に関する国の施策の周知
- ・岩手県火災共済協同組合や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業補償制度」取扱損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・災害時における会員被災状況の情報収集

2 課題

小規模事業者の防災対策支援における課題は、以下のとおりである。

（1）小規模事業者に対する事業者BCP策定支援

事業者BCP策定をはじめ、防災・減災対策に関する西和賀町全体の取組状況は、普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きや、これらを支援する商工会の取組も本格化しておらず、特に自力での取組に限界がある小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

（2）事業者BCP策定支援スキルの向上

職員の事業者BCP策定及びリスクファイナンスに関する支援スキルが不足しており、職員の資質向上に加え専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社との連携が必要である。

（3）応急対策に関する町と商工会の連携対策が整っていない

現状では、それぞれ事前対策や応急対策を行うこととなっているが、両者の連携・協力体制が具現化されていない。

同様に、自然災害等による応急時の取組について協力体制が具現化されていない。

3 目標

西和賀町地域防災計画に基づき、大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後の復旧等対策について「西和賀町と当会」が一つになって取り組むこととし、特に西和賀町内の小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のため、次の取組を行う。

（1）町内小規模事業者に対するBCP策定支援の強化

地域内の小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症リスクを認識してもらい事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社当との連携による個別支援体制の構築を図り小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

（2）被害の把握・報告ルートの確立

発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と西和賀町との間における被害状況報告、共有ルートを構築する。

（3）速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

「西和賀町と当会」の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

西和賀町地域防災計画及び西和賀町防災マップを基に、本計画と整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

町内商工業者に対するBCP策定の必要性について普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数値を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

①防災マップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回指導の際に西和賀町防災マップ等を用いながら、事業所立地場所における自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

②広報等による啓発活動

商工会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク回避の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発のためのセミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

④新興感染症に関する周知

新興感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることのないよう冷静に対応することを周知する。

また、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する等、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

イ 商工会自身の事業継続計画の作成

当会の「危機管理マニュアル」を令和5年10月に更新した。

ウ 関係団体との連携

連携する損害保険会社等から専門家を招き、職員向け研修会をはじめ事業者BCP策定セミナーや個別支援について、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー（損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を含む）を実施する。

また、感染症に関しては、収束時期の予測が困難なためリスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。

さらに、関係機関に対して普及啓発ポスターの掲示やセミナーの共催を依頼する。

エ フォローアップ

町内の事業者BCP策定の取組状況を把握し年度毎に策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに計画更新が適確に行われているかどうかフォローアップを行う。また、西和賀町と当会で定期的に会議を開催し、状況確認や改善点について協議する。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助を第一とし、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定、関係機関への連絡等の対策を実施する。

ア 応急対策の実施可否の確認

①発災後3時間以内に職員の安否を報告

西和賀町の業務継続計画、当会の危機管理マニュアルに従い、それぞれが安否確認を行う。

安否確認の際には、(1) 本人・家族の被災状況、(2) 近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3) 出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

【各団体の安否確認の対象と目標時間】

団体名	安否確認の対象と目標時間
西和賀町観光商工課	【職員】 発災後速やかに緊急連絡網（携帯電話）にて確認
西和賀商工会	【職員】 発災後速やかに緊急連絡網（携帯電話）にて確認 【正副会長】 3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 【役員】 1日以内に携帯電話にて確認 【会員】 7日以内に会員安否を確認

②安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後3時間以内は、西和賀町、当会間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

【安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡】

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
西和賀町観光商工課	課長	課長代理
西和賀商工会	事務局長	経営指導員

③新興感染症発生時の対応

国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の感染対策を徹底する。感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、西和賀町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

「西和賀町と当会」との間で、安否確認や被害状況に応じた対応策の方針を決める。

また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等があった場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。

さらに、職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決め、大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

【被害規模の目安】

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【被害情報等の共有間隔】

発災からの期間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月～3ヶ月	1週間に1回共有する
3ヶ月以降	1月に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

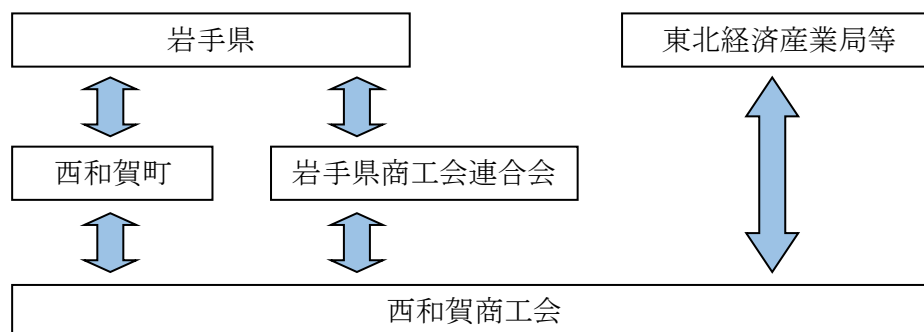
発災時に町内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うため決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報を県等に報告するための手段について、あらかじめ確認しておく。

ア 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時には、地区内における小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための仕組みを構築する。

なお、感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と西和賀町が共有した情報を岩手県の指定する方法にて当会又は西和賀町より岩手県へ報告する。

【連絡体制図】



イ 共有した情報の報告方法

当会と西和賀町が共有した情報を、当会は岩手県商工会連合会へ、西和賀町より岩手県へ報告する。なお、当会が岩手県商工会連合会へ報告する手段として、岩手県商工会連合会作成の緊急時連絡先へ報告するとともに、商工会災害状況報告システムを活用する。

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

ア 相談窓口の開設

当会は西和賀町と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・県からの相談窓口設置に関し特別の要請を受けた場合にはこれに従うものとする。さらに、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

イ 被害状況の把握と被災事業者施策の周知

地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認するとともに、応急時に有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ等により町内小規模事業者等へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

岩手県及び西和賀町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に依頼する。

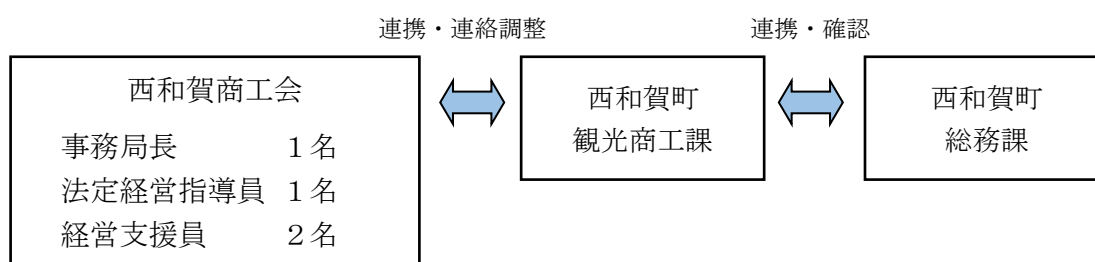
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・氏名: 水穴 信幸
- ・連絡先: 西和賀商工会 TEL: 0197-82-2270

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

本計画の具体的な取組や実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業者BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

〒029-5512 岩手県和賀郡西和賀町川尻 40 地割 73 番地 11
西和賀商工会
TEL: 0197-82-2270 / FAX: 0197-82-2131
E-mail: nishiwaga@shokokai.com

②関係市町村

〒029-5512 岩手県和賀郡西和賀町川尻 40 地割 40 番地 71
西和賀町観光商工課
TEL: 0197-82-3290 / FAX: 0197-81-1061
E-mail: kankousyokou@town.nishiwaga.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣	30	30	30	30	30
・ セミナー開催	30	30	30	30	30
・ パンフ、チラシ 作成費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、西和賀町補助金、岩手県補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
連携者なし
連携して事業を実施する者の役割
連携者なし
連携体制図等
連携者なし